

年代	法律等	ポイント
2018年	文化芸術推進基本計画 (第1期)	・ <u>目指すべき姿の目標</u>（文化芸術の創造・発展・継承と教育）として、博物館は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、<u>地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点</u>など幅広い役割を有しているとし、<u>教育機関、福祉機関、医療機関等と連携し、様々な社会的課題を解決する場</u>としての役割を果たす旨の明記。
2022年	文化観光推進法の制定	・ 文化の振興を起点として、<u>観光の振興と地域の活性化</u>につなげ、これによる<u>経済効果が文化の振興へと再投資</u>される<u>好循環を創出</u>することを目的。 ・ 文化の保存、継承の意義の理解につなげ、新たな文化の創造、発展。 ・ 経済効果を新しい文化の創造を含めた文化振興に再投資される好循環が創出し、持続的な発展。
2022年	ICOMプラハ総会 (博物館の 定義見直し)	・ 博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈する、<u>社会とその発展に貢献し、一般に公開され、利用しやすく、包摂的であり、多様性や持続可能性の推進</u>を図り、倫理的、専門的にそしてコミュニティの参加を得て機能し、コミュニケーションを図り、様々な体験を提供。
2023年	改正博物館法の施行	社会教育法に基づくことに加え、文化芸術基本法精神にも基づくことを新たに定め、博物館の事業として、<u>博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開</u>や博物館の<u>職員の養成・研修</u>も位置づけ。 博物館同士の<u>ネットワーク</u>や、<u>博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携</u>することによって、地域で多様な価値を発揮することを促す。

年代	法律等	ポイント 参考資料 1-1
2023年	文化芸術推進基本計画 (第2期)	- 第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間において推進する7つの重点の取組 【重点取組 抜粋】 ○文化芸術を通じた<u>地方創生の推進</u> 【計画期間中に取り組むべき重要施策】 <u>博物館法が改正</u>され、資料のデジタル・<u>アーカイブ化等</u>の博物館の新たな業務や<u>地域の活力向上</u>のために関係機関と連携など、<u>博物館の新たな役割</u>が規定された。これを受け、博物館が資料の<u>デジタル・アーカイブ化やDXの取組</u>を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を生かしながら、<u>観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野</u>において、<u>中核としての役割を果たす存在</u>となるとともに、歴史や芸術、民俗、産業、自然科学等に関する<u>資料を収集し、保存と調査、公開等</u>を行う<u>機関</u>として、文化財保護の観点でも引き続きその役割を担うため、博物館の<u>資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を推進</u>。
2023年	北海道文化振興指針の改正	- 改正の基本的な考え方 現行指針の基本的な内容を継続しつつ、文化振興をめぐる社会経済情勢の変化や関係法令の改正、国の次期文化芸術推進基本計画を踏まえ、必要な改正を行う。 - 改定版の概要 - 目標 北海道を、道民一人ひとりが心の豊かさを実感でき、多様性に満ちた活力ある地域社会とするため、<u>地域文化への理解を深め、次世代に確実に継承</u>していくとともに、<u>新たな地域文化を創造・発展</u>させ、文化により生み出される様々な価値を活用し、全ての人々が等しく文化の恵沢を享受することができる<u>生活文化圏の構築</u>を目指す。

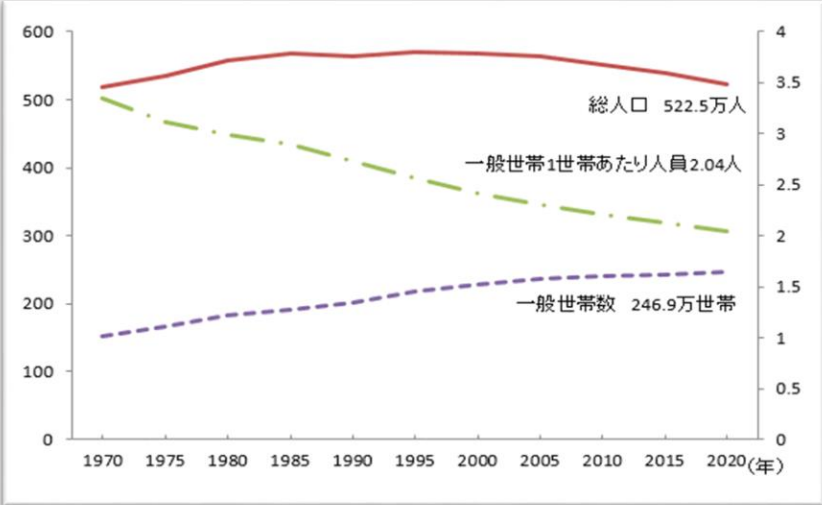
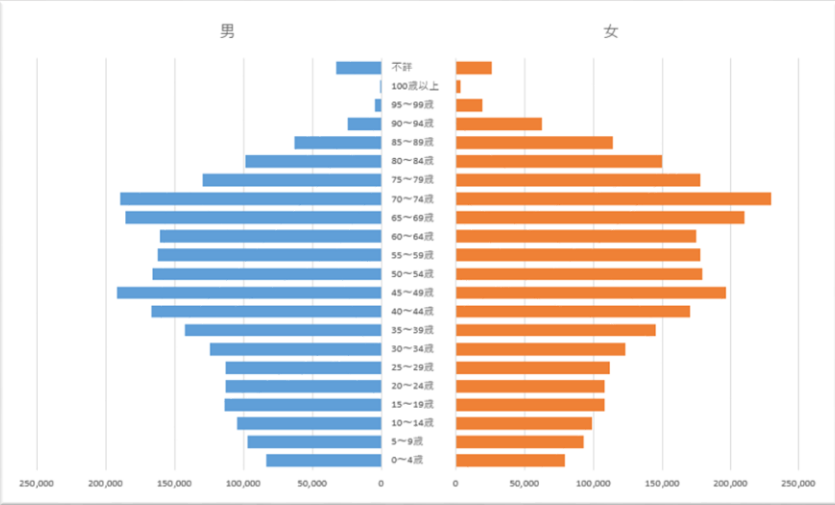
年代	法律等	ポイント 参考資料 1-1
2024年	北海道総合計画の改正	＜基本方向 3：各地域の持続的な発展＞ （6）歴史・文化・スポーツ 目標 <u>独自の歴史・文化を継承</u>し、文化や芸術・スポーツに誰もが親しめる心豊かな北海道 施策の方向性：<u>ふるさとの歴史・文化の継承と発展、活用</u> ○<u>北海道博物館を核に地域の博物館などとも連携</u>しながら、<u>北海道の成り立ちからの歩みや明治以降の開拓、そして現代に至るまでの本道ならではの歴史や文化の継承・発信を推進</u>します。

年代	国の施策概要	デジタルに係る主な社会情勢
2019年	■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 ・ G20を軸とした国際対応 ・ <u>社会全体のデジタル化</u> ・ 社会実装&インフラ再構築	・ GAFA（Google、Apple、Facebook（現Meta）、Amazon）が勢力を拡大。 ・ 2018年にサービスを開始したQRコード決済について、日本における利用が増加。
2020年	■2020 IT戦略 ・ <u>コロナ後のニュー・ノーマルに対応したデジタル強靱化社会</u> ■デジタル改革関係閣僚会議（総理発言） ・ スマホによる行政手続きのオンライン化 ・ 民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和 ・ IT基本法の抜本改正、デジタル庁の創設、重点計画の策定	・ コロナ禍において、急激にDXおよびデジタルシフトの流れが加速し、各業界・産業でもDXの機運が上昇。 ・ 働き方の点においては、リモートワーク（テレワーク）が急速に普及し、それに応じた各種サービスが続々と登場。
2021年 ～ 2022年	■デジタル社会形成基本法の施行 ・ <u>国際競争力の強化及び国民の利便性の向上</u> ・ 急速な少子高齢化の進展への対応その他の直面する課題を解決する上で極めて重要 ■デジタル庁設置法の施行 ・ デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に設置	・ メタバース上での取り組みを始める企業も増加。 ・ 2022年11月に、OpenAIがChatGPTをリリース。

年代	国の施策	デジタルに係る社会情勢	参考資料1-2
2023年	■博物館法改正 ・ <u>博物館の事業として、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開することが追加</u> (改正趣旨) ・ 博物館資料をデジタル化して保存（＝デジタル・アーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、以下の観点からきわめて意義深いものと考えられる。 ① <u>博物館資料に係る情報の保存と体系化</u> ② <u>博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化</u> ③ <u>多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進</u> ・ 今次、インターネットを介した情報のやり取りや、国民によるアクセスの機会は飛躍的に増加しており、その重要性がますます高まっている。	・ ChatGPT-4が発表され、その後も、生成AIに関するサービスが続々と登場。	
2024年	■「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定 ・ デジタルにより目指す社会と6つの姿 ① デジタル化による成長戦略 ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化 ③ デジタル化による地域の活性化 ④ 誰一人取り残されないデジタル社会 ⑤ デジタル人材の育成・確保 ⑥ DFFTの推進をはじめとする国際戦略	・ 生成AIの活用機運の上昇。	

名 称	概 略
デジタルトランスフォーメーション	通称：DX 「企業がビジネス環境の激しい変化に対応するために、デジタル技術を活用し、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、新たなデジタル時代にも十分に勝ち残れるよう自社の競争力を高めること」
ICT IoT	ICT：通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。 IoT：日常生活や一般社会にあるさまざまなモノが、インターネット経由でつながり、相互に通信する状態。
AI	大量のデータを高速に処理・分析する能力を備えており、多くの業務や作業の効率化・自動化する技術。この技術を利用して、ビジネスの意思決定や戦略策定に活用される場合があり、新しいビジネスモデルやサービス創出を可能とする技術としても注目。
デジタルアーカイブ/高精細画像	公文書や古文書、出版物、音声や映像など有形・無形の文化資産、知的資産をデジタル情報として記録・管理し、さらにそのデータをインターネット上で共有・利用できる仕組み。 通常100万画素程度（拡大観察を目的とする場合で400万画素程度）の精細度で記録されるが、専用の画像記録装置には、数千万画素以上の精細度でSEM画像で記録

■道内における少子高齢化・人口減少



直近データ（令和 6 年住民基本台帳）道内人口は509.3万人 2020年との比較 ▲13.2万人

想定される課題	今後取組むべき事項
来館者数の減少 来館者の変化（少子高齢化等）	・ 学校教育との連携、デジタル技術や体験型展示の充実、効果のある広報活動
入館収入の減少	・ 観光資源としての活用、収入源の多角化
地域との密接な連携	・ 出前講座、ワークショップ、ステークホルダーの獲得

■多様性・共生・社会包摂

○SDGzへの機運

地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念のもと、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

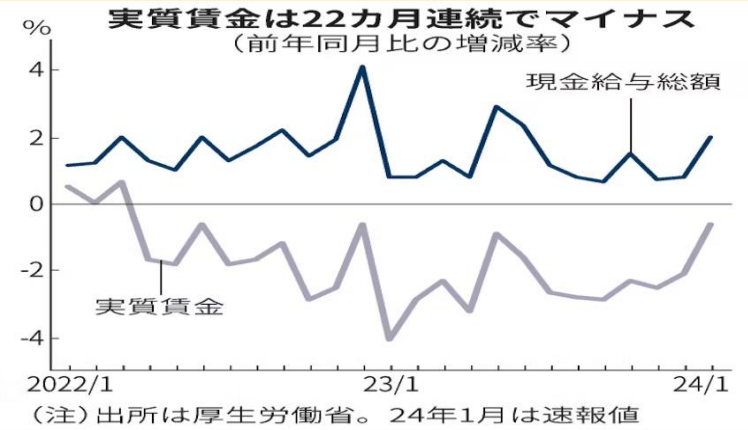
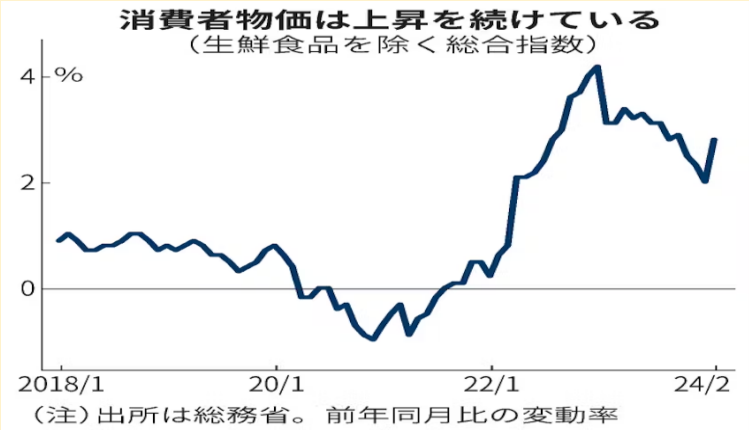


事 項	今後取組むべき事項
多様性	様々な文化、歴史を展示し、 多様な価値を創出 年齢・性別・国籍・障がいを問わない場所の創出
共 生	展示を通しての 理解相互の創出 地域住民等との共創の創出 気軽に訪れることができる環境づくり
社会包摂	地域との連携による 地域社会への貢献 学校教育、生涯学習の場 としての提供 社会問題解決に向けた取組

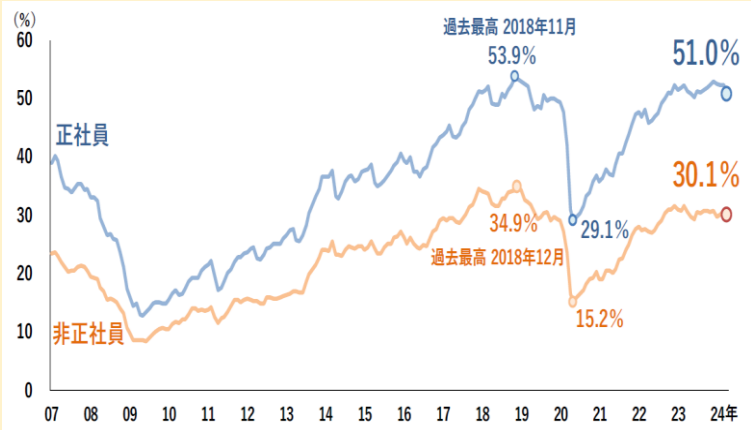
■気候変動による博物館への影響

考えられる影響	今後取組むべき事項
自然災害の増加	・ リスクアセスメント、施設整備強化
温度・室温の変化	・ デジタルを含めた収蔵品の安全対策、エネルギーの効率化
来館者数の変動 (マインド低下による来訪意欲減)	・ デジタルを活用し機会の提供

■物価高騰



■人材不足



■労働人口減少による人手不足、最低賃金の引き上げによる人件費の増加

博物館が抱える課題	懸念する事態	今後取組むべき事項
人件費の上昇	・ 展示内容の縮小 ・ 教育普及の縮小	デジタル技術やボランティアの活用
物価（展示物の搬入等）上昇		民間企業との連携
来館者数の減少（消費意欲の低下）		展示の改修・出前講座・ワークショップ

■格差拡大

格差について	今後取組むべき事項
経済的格差	無料開放や出前講座、ワークショップ
地理的格差	アウトリーチ活動によるアプローチ
情報の格差	I C T の活用



博物館は、単なる展示施設にとどまらず、コミュニティを形成する場所として活用